

令和6年度 運転記録証明書等交付料助成取扱要領

一般社団法人 東京都トラック協会

1. 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月12日

2. 助成総額 8,040,000 円（補助対象 12,000 名）

3. 交付助成内容

(1) 助成対象および助成額

自動車安全運転センター東京都事務所（以下「安全運転センター」）が発行する運転経歴に係る次の証明書の取得について、証明書交付料を助成する。

1) 運転記録証明書

当該証明書については以下①および②の方法での取得分を対象とする。

① 一般(個人)

ドライバーの雇入れ時や社内の安全管理における個人証明の取得。申請・取得時期は各事業者の任意による。

② セーフティドライブ・コンテスト(団体)

警視庁が主催するセーフティドライブ・コンテスト(1チーム5名)の参加申請に伴い交付される。参加申請はコンテスト参加受付期間中のみ、証明書の発行はコンテスト終了後。
(詳細は【参考】を参照)

上述の①および②のいずれにおいても、1名につき670円を助成

2) 無事故無違反証明書

ドライバーの雇入れ時や社内の安全管理における個人証明の取得。申請・取得時期は各事業者の任意による。

1名につき670円を助成

(2) 会員事業者における交付料助成上限

1 会員事業者につき、前項(1)1)および2)の各取得方法および証明書の種類、運転者の人員の区別無く、年度を通じ、支部登録台数分(上限30名)を上限として助成する。

所属支部登録台数が不明な場合は、所属支部にお問い合わせ願います。

(3) 助成対象要件および助成金申請期限

前項1. の期間内に、安全運転センターへ前項(1)1)または2)の証明書交付申請(コンテスト参加申請)および交付申請料(コンテスト参加申請料)の支払いが完了し、東ト協へ助成金交付申請を行い受理されたものを対象とする。

ただし、助成受付は本助成事業の予算範囲内とし、予算上限に到達次第、予告なく終了する。
(東ト協の受理先着順)

助成受付を終了する場合は、東ト協HPにて発表する。

4. 助成金交付申請手順

(1) 前項3. (1)1)および2)の証明書交付申請(コンテスト参加申請)および交付申請料(コンテスト参加申請料)の支払いを行った事業者は、次の申請様式および添付書類をそろえて、東ト協会長宛に提出すること。

なお、申請様式等については、写しでの提出可否の記述がない資料は、作成原本を提出すること。

1) 申請様式

「令和6年度運転記録証明書等交付料助成 助成金請求書」(第1号様式)

2) 添付書類

① 安全運転センターに証明書交付申請またはコンテスト参加申請を行うために作成した「交付申請書(コンテスト参加申請書)」の写し。

※ 証明書交付対象者の個人情報に記載されている「委任状」は提出不要。

②安全運転センターに証明書交付料またはコンテスト参加申請料を納入したことが分かる「領収書」等の写し。

※領収書に代えて、ネットバンキング等での「振り込み明細」の写し、郵便局またはコンビニでの振り込みによる「振り込み証明書」の写し、または「払い込み受領書」の写しでの提出も可とする。

(2) 東ト協は、会員事業者から項目4.(1)1)の申請があった場合は、提出された書類の精査を行い、条件に適合すると認めるときは、助成金請求を行った事業者へ助成金を交付する。

5. 助成金申請受付完了後、または助成金交付後に証明書等が取得できなかった場合の取扱い
本助成事業の助成金申請受付を受けた、または助成金交付を受けた会員事業者が、キャンセル等の各種事由により助成金交付申請分に係る証明書等が取得できなかった場合は、速やかに東ト協へ報告するとともに、次の申請様式により助成申請の取り下げを行うこと。

また、助成申請の取り下げ後、交付された助成金については、東ト協指定の方法により東ト協宛てに返還すること。

・申請様式

「令和6年度運転記録証明書等交付料助成 助成金交付申請取下書」(第2号様式)

6. 報告

東ト協は、運転記録証明書交付料助成の交付申請を行った事業者、および同助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成等に関する必要な報告等を求めることができる。

以上

※ 本助成事業の問い合わせ先・申請書類

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618